

寄稿

JPLCS 創立 50 周年に寄せて

食品および容器包装の法規制について考える



技術士包装物流会
理事 太田 進

まずは、技術士包装部流会の先輩諸氏のご尽力で、半世紀にわたって活動が維持、継続されてきたことに敬意を表したいと思います。私は、経営工学部門（ロジスティクス・包装）で技術士資格を取得し、1 昨年に入会したばかりの若輩ですが、技術士包装物流会が 50 周年を迎えるにあたり、専門分野である食品包装を取り巻く環境について、法規制の観点から現状を見てみたいと思います。

食のグローバル化は急速に進み、多くの食品が国を超えて行き来しています。また、外国人観光客も増加しています。さらに、2020 年は、東京オリンピック・パラリンピックの開催年であり、これに向かって、今、日本の国内は大変な騒ぎとなっています。東京で 2 回目の夏季オリンピック開催は多方面に影響し、築地市場移転の是非にまで発展しています。築地市場と言えば日本の食を扱う最大規模の市場で、まさに首都圏の食の安全・安心を担う市場です。現在、片付けなければならない課題は山積していますが、東京オリンピックは待ってくれません。これまでも増して多くの外国人が日本にやってきます。こうした状況を背景に、厚生労働省は、食品安全に関する規制の国際整合性をはかり、我が国の食品衛生管理の水準が国際的に遜色のないものであることを早急に示していく必要性を訴えています。そして、次の二つの有識者による検討会を開催し規制強化を図ろうとしています。

1. 食品衛生管理の国際標準化に関する検討会

- ・諸外国で導入が進んでいる食品の衛生管理の国際標準とされる HACCP による衛生管理を、我が国の制度として導入する（HACCP の義務化）。
～HACCP による衛生管理とは、事業者自らが食中毒などの危害のリスクを把握し、原料受け入れから、製品の出荷に至る全工程のうち危害を防止するのに重要な工程を科学的根拠に基づいて管理し、製品の安全性を確保する手法～

2. 食品用器具及び容器包装の規制に関する検討会

- ・諸外国で実施されているポジティブリスト規制を食品用器具・容器包装の原材料に導入する。（ポジティブリスト制度の法制化）
- ・ただし、ポジティブリスト法制化には、課題が多く検討に時間を要する。このため、当面の施策として、容器包装の適切で衛生的な製造管理の徹底を促す自主管理ガイドラインを設定し通知する。
- ・ポジティブリストの法制化は、食品用器具及び容器包装の規制に関する検討会で具体化の検討を継続する。

以上が概要ですが、両者とも原則としてすべての食品事業者を対象としており、実効性のある制度を確立するのは簡単ではないことが予想されます。特に、器具・容器包装の場合、規制対象は食品事業者と容器包装製造事業者に限られますが、安全性の担保は、原料樹脂や添加剤などの、規制対象外の上流側製造事業者も含めて同様の意識で製造及び衛生管理をする必要があります、効果的な運用に大きな課題が残されています。

いずれにしても、当会発足後 50 周年を迎えるこの時期に、日本の食品行政を大きく変える節目を迎えようとしています。食の安全に対する消費者の期待やニーズはますます高まっています。食品事業者は食の安全を通じて消費者の信頼を得た結果として、食の安心を提供できるのだと考えています。これを念頭に置き食品事業に携わるものとして、行政の動向を注視していく必要があるでしょう。